

【在学採用】海外居住の生計維持者がいる場合の証明書類の注意点と提出例

1. 注意点

- (1) マイナンバーに代わる提出書類（様式）、海外居住者のための収入等申告書（様式）は必ず提出してください。
- (2) マイナンバーを提出済の方の証明書類は、地方税情報を取得するため、原則提出不要です。
- (3) 証明書類の年度に注意してください。年度を確認のうえ、証明書類を準備してください。
- (4) 「必要添付書類」欄の「3. 世帯構成に関するもの」に「○」が表示されている場合は、証明書類の提出が必要です。
- (5) 「世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世帯構成員の居住地を明らかにする証明書類」（戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）、世帯構成等が分かる住民票の写し等）を提出してください。
- (6) 「海外居住者のための収入等申告書」は正確に作成してください。国内居住の本人や生計維持者の住民税情報は、マイナポータルの「わたしの情報」で取得できる税・所得情報や、市区町村が発行する「令和8年度課税証明書」または「令和8年度非課税証明書」で確認してください。
- (7) 「海外居住者のための収入等申告書」の「扶養の情報」欄には、本人・他の生計維持者・生計維持者の配偶者は含めないでください。また、扶養親族は生計維持者1と2で重複することがないように入力してください。

2. 提出例

【例1】（世帯構成）本人・父・母の場合

- ・ マイナンバーに代わる提出書類（様式）【必須】
- ・ 海外居住者のための収入等申告書（様式）【必須】

対象者	続柄	居住地	マイナンバーの提出	証明書類（コピー可）
申込者本人	-	日本	提出済	-
生計維持者1 （給与収入）	父	海外	不可	・ 2025年1月～12月の収入証明（給与明細書、事業所発行の年収証明書等） ※1年分の書類が提出できない場合は2025年10月～12月までの収入証明 ・ 海外の書類の場合はその和訳
生計維持者2	母	日本	提出済	-

【例 2】（世帯構成）本人・父・母・弟・妹の場合

- ・マイナンバーに代わる提出書類（様式）【必須】
- ・海外居住者のための収入等申告書（様式）【必須】

対象者	続柄	居住地	マイナンバーの提出	証明書類
申込者本人	-	日本	提出済	-
生計維持者 1 （給与以外の所得）	父	海外	不可	・ 2025 年 1 月～12 月の収入証明（給与明細書、事業所発行の年収証明書等） ※1 年分の書類が提出できない場合は 2025 年 10 月～12 月までの収入証明 ・ 海外の書類の場合はその和訳 ・ 世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世帯構成員の居住地を明らかにする公的な証明書類 （戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）、世帯構成等が分かる住民票の写し等氏名・生年月日の記載があるもの）
生計維持者 2 （無収入）	母	海外	不可	・ 海外居住地の自治体や税務署が発行する無収入の証明書等 - もし提出が出来ない場合は、以下の書類を提出してください。 - 証明書の例 ① 公証役場で発行された書類 ② 裁判所や公証人等が立ち会った無収入であるという宣誓書 ③ 就労不可の旨大使館が発行した書類 ④ 納税申告等により該当者の収入状況が分かる書類 ⑤ 就労不可の旨記載があるビザの写し※ ※ビザの写しを提出する場合、ビザ自体に「就労不可」の記載がない場合は大使館HPの写し等、就労不可のビザであることがわかる補足資料も添付してください。

【例 3】（世帯構成）本人・母・弟・妹の場合

- ・マイナンバーに代わる提出書類（様式）【必須】
- ・海外居住者のための収入等申告書（様式）【必須】

対象者	続柄	居住地	マイナンバーの 提出	証明書類
申込者本人	-	日本	提出済	-
生計維持者 1 （給与収入）	母	海外	不可	・ 2025 年 1 月～12 月の収入証明（給与明細書、事業所発行の年収証明書等） ※1 年分の書類が提出できない場合は 2025 年 10 月～12 月までの収入証明 ・ 海外の書類の場合はその和訳 ・ 世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世帯構成員の居住地を明らかにする公的な証明書類 （戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）、世帯構成等が分かる住民票の写し等氏名・生年月日の記載があるもの） ・ ひとり親世帯の証明となる戸籍謄本等（婚姻暦がわかるもの）